

警備業法施行細則

警備業法施行細則（平成6年6月10日秋田県公安委員会規則第6号）の一部改正により、改正後の同警備業法施行細則をお知らせいたします。

警備業法施行細則

（平成6年6月10日秋田県公安委員会規則第6号）

（最終一部改正：平成21年7月1日）

（趣旨）

第1条 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）の施行については、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（護身用具の携帯の禁止及び制限）

第2条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

- (1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- (2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- (3) 刺股
- (4) 非金属製の楯
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

2 警備業者及び警備員は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第1条第2項に規定する場外発売場、競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第2条第1項に規定する場外設備及び自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条第3項に規定する場外車券売場で警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

3 警備業者及び警備員は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒じょうを携帯してはならない。

- (1) 法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。第1条第2号に規定する施設警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

ア 空港

イ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ウ 大使館、領事館その他の外交関係施設

エ 国会関係施設及び政府関係施設

オ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であって、当該施設に対して公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）第1条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為（力において「テロ行為」という。）が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

カ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

(3) 検定規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

（警備員指導教育責任者兼任の承認等）

第3条 警備業法施行規則第39条第3項の規定による承認を受けようとする者は、警備員指導教育責任者兼任承認申請書（別記様式第1号）に、当該申請に係る警備員指導教育責任者の警備員指導教育責任者資格者証の写しを添えて、これを秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する申請書は、当該申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。

3 公安委員会は、第1項の申請に係る警備員指導教育責任者による当該営業所の警備員に対する指導教育が十分に行われると認めるときは、警備員指導教育責任者兼任承認証（別記様式第2号）を交付するものとする。

（現任指導教育責任者講習の受講）

第4条 法第22条第8項に規定する警備員の指導及び教育に関する講習を受講しようとする者は、現任指導教育責任者講習受講書（別記様式第3号）を公安委員会に提出しなければならない。

（即応体制の整備の基準等）

第5条 法第43条の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報（以下「異常発信」という。）を受信した場合に、その受信の時から25分以内に当該現場に警備員が到着することができるように行わなければならない。ただし、へき地等に所在し、かつ、基地局において異常発信を受信した場合に近隣に居住する管理者に連絡して事実の確認をする等必要な措置を講ずることができると公安委員会が認定した警備業務対象施設に係る警備員、待機所及び車両その他の装備の配置については、この限りでない。

2 機械警備業者は、前項ただし書の規定による認定を受けようとするときは、特例対象施設認定申請書（別記様式第4号）を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、前項の申請に係る認定をしたときは、特例対象施設認定証（別記様式

第5号)を交付するものとする。

4 第1項ただし書の規定による認定を受けた者は、当該特例対象施設に係る異常発信を受信した場合に講じる措置に変更が生じたときは速やかに特例対象施設変更届出書(別記様式第6号)を、当該特例対象施設の警備業務を廃止したときは速やかに特例対象施設廃止届出書(別記様式第7号)に特例対象施設認定証を添えて、これを公安委員会に提出しなければならない。

5 第2項又は前項の規定により提出する書類は、当該認定に係る警備業務対象施設の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。

(努力義務)

第6条 機械警備業者は、基地局において異常発信を受信した場合に警備員が当該現場に到着するために要する時間を短縮し、かつ、当該現場において警備員が事実の確認その他の措置を速やかに講じることができるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するとともに、警備対象施設に設置した警備業務用機器の誤作動等による異常発信を防止するため、その性能の向上及び保守管理に努めなければならない。

(指定医)

第7条 法第51条に規定する医師は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項に規定する精神保健指定医とする。

附 則

1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。

2 警備業者等が携帯する護身用具の制限等に関する規則(昭和47年秋田県公安委員会規則第8号)及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和58年秋田県公安委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際現に警備業法第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう(この規則による改正後の警備業法施行細則(以下「新規則」という。)第2条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。)については、この規則の施行の日から起算して10年間、新規則第2条第1項の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

別表1 警戒棒の制限（第2条関係）

<u>長 さ</u>	<u>重 量</u>
<u>30センチメートルを超え</u> <u>40センチメートル以下</u>	<u>160グラム以下</u>
<u>40センチメートルを超え</u> <u>50センチメートル以下</u>	<u>220グラム以下</u>
<u>50センチメートルを超え</u> <u>60センチメートル以下</u>	<u>280グラム以下</u>
<u>60センチメートルを超え</u> <u>70センチメートル以下</u>	<u>340グラム以下</u>
<u>70センチメートルを超え</u> <u>80センチメートル以下</u>	<u>400グラム以下</u>
<u>80センチメートルを超え</u> <u>90センチメートル以下</u>	<u>460グラム以下</u>

別表2 警戒じょうの制限（第2条関係）

<u>長 さ</u>	<u>重 量</u>
<u>90センチメートルを超え</u> <u>100センチメートル以下</u>	<u>510グラム以下</u>
<u>100センチメートルを超え</u> <u>110センチメートル以下</u>	<u>570グラム以下</u>
<u>110センチメートルを超え</u> <u>120センチメートル以下</u>	<u>630グラム以下</u>
<u>120センチメートルを超え</u> <u>130センチメートル以下</u>	<u>690グラム以下</u>

別記様式第1号（第3条関係）

受理年月日	年 月 日
受理番号	
承認番号	

警備員指導教育責任者兼任承認申請書

警備業法施行細則第3条第1項の規定により、警備員指導教育責任者の兼任の承認を申請します。

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所
申請者
氏 名 ㊟

警備員指導教育責任者の住所、氏名及び生年月日	
専任の営業所の所在地、名称及び警備員数	
兼任しようとする営業所の所在地、名称及び警備員数	
専任の営業所から兼任しようとする営業所までの距離及び自動車による所要時間	
承認申請の理由	

- (注) 1 印欄には、記載しないこと。
 2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙を用いること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号(第3条関係)

指令秋公委第 号
年 月 日

警備員指導教育責任者兼任承認証

住 所

氏 名

年 月 日

秋田県公安委員会 印

次のとおり、警備員指導教育責任者の兼任を承認する。

警備員指導教育責任者の 住所、氏名及び生年月日	
兼任を承認する営業所の 所在地及び名称	専任している営業所
	兼任する営業所

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

現任指導教育責任者講習受講書

私は、現任指導教育責任者講習通知書第 号に係る講習を受講します。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

受講者

住 所

氏 名

選任に係る営業所

所在地

名 称

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号(第5条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
承認番号	

特例対象施設認定申請書

警備業法施行細則第5条第2項の規定により、特例対象施設の認定を申請します。

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

申請者

氏 名

㊞

主たる営業所の所在地及び名称			
特例対象施設 に係る基地局 及び待機所	基地局	所在地	
		名 称	
	待機所	所在地	
		名 称	
待機所から特例対象施設までの距離			
法第43条の規定による特例対象施設に係る即応体制が整備できない理由			
異常発信を受信した場合に講じる措置及び警備員の現場到着所要時間			

- (注) 1 印欄には、記載しないこと。
 2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙を用いること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

指令秋公委第 号

年 月 日

特例対象施設認定証

住 所

氏 名

年 月 日

秋田県公安委員会 印

次の対象施設は、警備業法施行細則第 5 条第 1 項ただし書の規定により、即応体制の整備の基準についての特例を適用する施設であることを認定する。

対 象 施 設	所在地
	名 称

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第6号(第5条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
承認番号	

特例対象施設変更届出書

警備業法施行細則第5条第4項の規定により、届け出ます。

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

申請者

氏 名

印

主たる営業所の所在地及び名称			
特例対象施設 に係る基地局 及び待機所	基地局	所在地	
		名 称	
	待機所	所在地	
		名 称	
異 合 常 に 講 信 を 受 措 置 し た 場	変更後		変更前
変 更 事 由			

- (注) 1 印欄には、記載しないこと。
 2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙を用いること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号(第5条関係)

受理年月日	年 月 日
-------	-------

特例対象施設廃止届出書

警備業法施行細則第5条第4項の規定により、届け出ます。

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

申請者

氏 名

印

主たる営業所の所在地及び名称	
特例対象施設認定番号	
特例対象施設の所在地及び名称	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 事 由	

- (注) 1 印欄には、記載しないこと。
2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
3 所定の欄に記載することができないときは、別紙を用いること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。